

多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会(第3回)

平成26年1月24日

【浅田消費者政策課長】 皆さん、お集まり頂き、どうもありがとうございます。現在、私の時計では17時10分ということで、この会議、定刻17時15分からとなっておりますけれども、各委員の皆様おそろいでございますので、よろしければ会議を始めさせていただきますと思いますが、いかがでございましょうか。どうもありがとうございます。

では、ただいまから、第3回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会を開催いたします。

本日は、お忙しい中ご参集頂きまして、ありがとうございます。本日の進行をさせていただきます、消費者政策課長、浅田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会議冒頭で岡田広副大臣からご挨拶を頂く予定でございましたが、まだちょっと国会のほうにご出席ということで、17時半頃にこちらに到着されるというふうに承っております。岡田副大臣、到着後に皆様にご挨拶をということで予定しておりますが、時間もありますので、議事を進めたいと思っております。ご協力をお願いいたします。

あと、報道の方のカメラ撮りでございますけれども、副大臣のご挨拶のときのみといたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせて頂きます。

まず、委員の皆様の状況でございますけれども、委員の交代等についてご報告申し上げます。日本司法書士連合会の役員の交代に伴いまして、前任の安藤理事にかわりまして、今回から小澤吉徳常任理事が本懇談会の委員にご就任ということでございます。小澤理事におかれましては、本日ご欠席ということでございますが、ご紹介をさせていただきます。

今回の会合につきましては、現政権下の初の会合ということになりますけれども、今回から民間の委員のみの構成とさせて頂いております。つきましては、お手元の資料1、こちらになりますけれども、本懇談会の設置に係る多重債務者対策本部決定を改正しておりますので、よろしくお願いいたします。今、申し上げたことの趣旨で決定をしております。

本日の委員の皆様の出席状況でございます。委員各位のうち、飯島委員、先ほどご紹介しました小澤委員におかれましては、ご都合により、本日ご欠席ということでございます。

本日、ご出席の委員各位のうち、今回が初めてのご出席となります委員の先生をここで

ご紹介いたします。

京都大学大学院法学研究科教授の山本委員でございます。先生、自己紹介を兼ねて、一言ご挨拶をお願いできればと。

【山本委員】 京都大学の山本でございます。この会のメンバーに加えて頂きましたが、これまでの2回の会合は大学の本務の関係でやむを得ず欠席させて頂いておりました。本日が出席する最初の会合ということになります。どうぞ委員の皆様よろしくお願いいたします。

【浅田消費者政策課長】 山本委員、どうもありがとうございました。

関係省庁からもオブザーバーということで出席しておりますけれども、これらの方々につきましては、お手元の座席表にお名前と肩書を書いてございますので、これをもってご紹介にかえさせていただきます。ご了承ください。

では、早速でございますが、議事に入らせて頂きます。お手元の資料にあります議事次第をご覧ください。本日の議事の流れでございますけれども、初めに多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向について、出席の関係省庁からご説明させていただきます。その後、討議の時間を設けたいと思っております。全体の会議でございますが、恐縮ながら1時間強ということでまとめていきたいというふうに考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、関係省庁からの説明ということでございまして、お手元の配付資料一覧でございますが、資料の2ページ目にございます。説明資料ということで資料1をご説明しまして、資料2から資料5-2まででございますけれども、万が一、不足がありましたら事務局のほうにお知らせください。

それでは、この順番に沿って、まずはご説明ということでございます。全ての関係省庁からの説明が終了した後、まとめて質疑応答の時間をとらせて頂くということで考えておりますので、ご質問のある方はその際をお願いいたします。

まず初めに、資料2に基づいてでございますが、多重債務者の数、多重債務相談件数の推移等の状況について、金融庁からの説明がございます。

【金融庁】 金融庁の信用機構企画室長でございます。資料2、横紙の資料に沿いまして、多重債務問題の現状を示すデータ等につきましてご説明を申し上げます。恐縮ですが、座って続けさせていただきます。

資料の内容につきましては、消費者庁、それから内閣府自殺対策推進室の所掌にまたが

る記載も含まれておりますけれども、便宜上、私から一通り概略をご紹介させて頂きまして、詳細に関しましては、後ほどご質問があれば、それに関係省庁からお答えする形で補足をさせて頂ければと考えております。

それでは、1 ページ目でございます。まず、多重債務者の人数等にかかわるデータでございます。多重債務者の数を見る際には、これまでも貸金業者から5 件以上の無担保無保証の借入の残高のある人数を指標としてまいりました。この5 件以上借入残高のある人数の推移といたしましては、1 ページ目、表の上段に掲げておりますとおり、平成19 年当時の170 万人が、直近では20 万人を下回るに至っております。多重債務問題について、相当な改善が図られているということがうかがわれるところでございます。

ただ、参考の欄にあわせて付記しておりますけれども、これを3 件以上の借入残高のある人数でとりました場合には、現在も170 万人弱ということになっておりまして、引き続き対策を講じていくことが必要であると考えられるところでございます。

なお、表の下段でございますが、貸金業からの1 人当たり借入残高の金額につきましても、現在、平成19 年当時の半分以上となっているということでございます。

それから、2 ページ目、3 ページ目でございます。これは、自治体における多重債務相談窓口の状況についてまとめたものでございますが、平成19 年の多重債務問題改善プログラムにおきましては、全国の自治体に住民の相談に親身に応じることのできる相談体制を整備することとされておりまして、また、その後の対応状況につきましましては、アンケートによって各自治体に確認することとされておりました。2 ページ目及び3 ページ目は、その自治体向けのアンケートの結果を取りまとめたものでございます。

まず、自治体の窓口の設置状況でございますが、2 ページ目にありますとおり、現在では47 都道府県の全てに加えまして、1,700 余の全市町村のうちの96%に相当する市町村におきまして、多重債務相談を受け付ける窓口が整備されているということでございます。この中には、消費生活相談窓口で多重債務相談を受け付けるというパターンももちろん含まれておりますけれども、改善プログラムに沿って国として各自治体に要請を行ってきた中で、市町村における相談窓口の設置割合も向上を見てきているところでございます。

3 ページ目に移らせて頂きますが、これら都道府県、市町村の窓口における相談件数の推移をまとめたものでございます。多重債務問題は一時期に比べ落ちつきを見せてきていの中で、都道府県分、市町村分とも相談の受付件数自体は減少してきております。ただし、

都道府県と市町村を比べました場合には、平成20年度と24年度の上半期同士を比較いたしますと、都道府県は約7割の減であるのに対しまして、市町村分は5割強の減にとどまっているということでございまして、市町村の相談件数のほうが減少割合は小さい傾向にございます。

さらに、相談を対面か電話かの別に分けてみた場合には、都道府県では電話相談が対面相談の倍以上の件数で推移してきているのに対しまして、市町村では対面相談のほうが常に電話相談の件数を上回っております。また、市町村における対面相談の減少割合につきましては、電話相談に比べて緩やかなものになっております。これは、平成20年度と24年度の上半期同士を比較いたしますと、市町村の電話相談の減少割合は58.3%、右の一番下の欄の数字のとおりでございますが、これに対しまして市町村の対面相談の減少割合は、これより10ポイント以上少ない47.7%ということになっております。

これらの数字は、あくまで全自治体の受付件数を総合集計した結果でございますので、地域ごとに見た場合は当然ながら地域差はございますけれども、全体の傾向として見た場合には、やはり住民にとってより身近な市町村において、かつ対面での相談のニーズがより多く存在しているということがうかがえるものとなっております。

4ページ目、5ページ目に移らせて頂きます。ただいま紹介した相談状況に関します各自治体へのアンケートは、先ほど申し上げました約1,700の市町村も含めて、悉皆で回答を頂いております。このため、どうしても取りまとめるまでに時間がかかってしまっております関係で、より最近の時点での状況を示す観点から、国民生活センターと全国の消費生活センターとを結ぶP I O－N E Tに登録された、多重債務に関する消費生活相談の件数をここでお示ししております。P I O－N E Tへの登録件数につきましては、相談を受け付けた窓口が消費生活センター等であって、かつP I O－N E Tが配備されている自治体分ということでございますので、集計値としてカバレッジは100%ではございませんが、先ほどのアンケートと比べますと速報性のあるデータということでございます。

4ページ目に、年度ごとの推移が掲げてありますけれども、趨勢といたしましては、特に平成23年度以降、ご覧のように24年度、25年度と件数はピーク時と比べて大きく減ってきているということでございます。

5ページ目の上段のほうには月別の件数も示されておりますけれども、やはり減少傾向となっているということでございます。

さらに、5ページ下段に、具体的な相談内容の事例を幾つか掲げておりますけれども、

この中では、債務整理をどのように行ったらよいかというような比較的基本的な相談も引き続き寄せられているということでございます。

最後に、自殺対策との関係でございますが、6 ページ目に自殺者数の推移を掲げております。全体で、平成 24 年に年間 3 万人を下回るなど、自殺者数は徐々に減少してきておりますけれども、その内訳としての多重債務が原因と見られる自死をされた方の人数は、全体と比べても減少割合が非常に大きくなっているということございまして、これも多重債務対策の効果のあらわれと言えるのではないかと考えております。

この関連で、何点か自殺対策の推進状況に関する資料を添えております。7 ページ目でございますが、これは一昨年 8 月に決定を見た新たな自殺対策大綱の概要でございます。この大綱におきましては、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すということで、地域レベルの実践的な取組みを中心とする自殺対策への転換が必要であるということが指摘されております。また、ページ左下の第 4 の部分に書いてありますが、目標値として、平成 28 年までに自殺死亡率を平成 17 年と比べ 20 % 以上減少させることが掲げられております。

次に、8 ページ目でございます。地域における自殺対策を強化するため措置されております、地域自殺対策緊急強化基金の概要につきましてまとめた資料でございます。この基金のもとで、各都道府県は 5 つの事業メニュー、ページの右側に書かれてある 5 つのメニューの中から、地域の実情を踏まえて選択したものを実施することとされております。基金は、当初は平成 21 年からの 3 年間の対策に充てるものとされておりましたけれども、その後、期限を延長し、また先ほど申し上げた大綱の改定をまたいで、予算額も積み増しながら、現在も継続されているということでございます。

この基金事業の効果につきまして、検証、評価を行った評価報告書の内容を 9 ページに掲げております。ページ左側の 2. 実施状況の (1) の部分でございますけれども、先ほど申し上げた 5 つの事業メニューの中では、特に人材養成事業と対面相談事業の割合が増えているということでございます。対面相談事業の中では、特に心の健康相談と、弁護士会や司法書士会が行う多重債務等の法律相談等とあわせて実施する相談会の開催なども行われております。多重債務対策とも有機的な関連づけを持って、事業が実施されているということでございます。

また、同じく 2. の (3)、これはページの右上のほうでございますけれども、市町村全体の 7 割弱を占める人口 5 万人未満の市町村について見た場合に、基金事業を継続的に実

施している市町村のほうが、実施をしていない市町村よりも自殺死亡率の減少幅が大きくなっているというデータが示されております。これは、基金による取組みが自殺死亡率の低下に一定の効果をもたらしているということであると考えられます。

最後の10ページ目でございます。これは、竹島委員がセンター長を務めておられる自殺予防総合対策センターにおかれて、各都道府県、それから政令指定市に設置されております自殺対策連絡協議会の委員構成について調査をされた結果でございます。これを見ますと、自殺対策協議会の委員の出身機関ごとに選出があるか、ないかということに関しましては、右から3つ目の（p）とある欄のところでございますけれども、53の都道府県と政令市、全体の約83%におきまして、多重債務に関係する機関・団体に属するメンバーの方が協議会の委員として参加をされているということでございます。各自治体の現場におきましても、多重債務問題と自殺との関連を意識した対応がなされていることがうかがわれるところでございます。

私からの説明は以上でございます。

【浅田消費者政策課長】 金融庁から、資料2の説明でございました。

続きまして、ヤミ金への対応状況ということでございまして、資料3-1と3-2を準備してございます。まず、資料3-1でございますが、警察庁さんのほうからご説明をお願いいたします。

【警察庁】 警察庁の柴山でございます。それでは、私からは、警察が取り組んでおりますヤミ金融事犯対策についてお話をさせていただきます。

まず、ヤミ金融事犯の位置づけでございますけれども、私どもはヤミ金融事犯を最重点で取り締まるべき事犯の一つとして位置づけておりまして、検挙と被害防止対策を車の両輪といたしまして、取り締まりを推進しているところでございます。

まず、ヤミ金融事犯の検挙状況でございますが、平成25年上半期の検挙状況はお手元の資料3-1のとおりでございます。では、年間を通じてどうかといいますと、まだ集計中でございますが確定的なことは申し上げられませんが、検挙事件数、検挙人員とも昨年比で5%から10%ぐらいの増で、被害人員につきましては、前年並み、被害額につきましては150億円前後になるのではないかと見込んでおるところでございます。

主な検挙事例につきましては、下段のところに書いてあるとおりでございますが、1つは福岡県警が検挙いたしました質屋営業を偽装したヤミ金融事犯でございます。この事件1つだけで被害者が約9,700人、被害額が約89億円に上ったところでございます。

もう1つの事件は、大阪府警が検挙したヤミ金融事犯でございます。これにつきましては、被害者が約400人、被害額につきましては、帳簿が既になく押収できなかったことから、およその額もなかなか確定的なことが言えないんでございますけれども、少なくとも約10億円はあるのではないかと見込んでおるところでございます。ただ、犯人側に対して没収保全、追徴保全を合わせて、1億3,600万円相当の額を行っているところでございます。

続きまして、資料にはございませんけれども、私どもが行っておりますヤミ金融事犯の被害防止策についてお話をさせていただきます。

ヤミ金融事犯では、本来、真つ当なサービスである携帯電話だとか、預貯金口座が悪用されておりますが、警察といたしましては、こういった真つ当なサービスが犯罪に悪用されないようにするための対策、私どもは、これを犯行助長サービス対策と言っておりますけれども、これに取り組んでいるところでございます。いろいろな犯行助長サービス対策を行っておりますけれども、今日は携帯電話対策と預貯金口座対策について説明をさせていただきます。

携帯電話対策については2つございます。1つは、ドコモとかKDDIといった通信事業者に対する契約者確認の求めでございます。主として私が管掌しておりますヤミ金融事犯を含む生活経済事犯で、都道府県警察から、通信事業者に対して契約者の確認をこれから行いますという旨の報告を受けておりますが、その件数は、平成23年では4,162件、平成24年では6,198件、平成25年、これはまだ暫定値でございますけれども、7,066件行っているところでございます。

もう一つ申し上げたいのが、ヤミ金融事犯で使用されたレンタル携帯電話の解約要請でございます。これにつきましては、平成22年で1,297件、平成23年で2,467件、平成24年で2,763件、平成25年は、これもまだ暫定値でございますけれども、3,433件行っているところでございます。解約要請をした場合には、おおむねレンタル携帯電話事業者において解約をして頂いているところでございます。

続きまして、預貯金口座対策についてご説明させていただきます。これにつきましても、2点、説明させていただきます。

1つは、金融機関への預貯金口座の凍結要請でございます。ヤミ金融事犯に使用された疑いがあるものとして、私どもは金融機関に対して凍結要請を行っておりますけれども、これにつきましては、平成21年中で1万675件、平成22年中で1万3,585件、平

成23年中で2万1,006件、平成24年中で2万3,786件、平成25年、これも暫定値でございますけれども、3万954件行っているところでございます。これも、おおむね1週間以内には金融機関において凍結して頂いているところでございます。

もう一つは、凍結された口座名義人情報です。これを、昨年をもって全ての金融機関に提供するようになったところでございます。1月を除きまして、おおむね月2回提供しておりますけれども、平成24年12月第2期は1万6,080件、昨年12月第2期は2万3,960件の口座名義人情報を提供しているところでございます。提供を受けた金融機関におきましては、新規口座の契約要請があったときの審査などに役立てて頂いているものと、私どもとしては認識しておるところでございます。

最後でございます。ヤミ金融事犯に関しましては、平成15年、16年ごろと比較いたしますと、相談件数だとか被害額は減少しておりますけれども、まだ多数の方が被害に遭っております。また、犯人側ではいろいろ新たな手口を編み出しているところでございまして、最近では、まず被害者からヤミ金融業者が不動産を買う契約を結びまして、その買い取り代金を貸し金として交付します。そして、後ほど、被害者にこの不動産を買い戻させ、その買い戻し金として被害者から高金利をとる、いわゆる不動産売買を仮装したヤミ金融事犯、そういった新たな手口が出てきているところでございます。私どもといたしましては、我々しかできないヤミ金融事犯の検挙、そして犯行助長サービス対策、そういったものに全力を挙げて取り組んでいきますけれども、あわせて本日ご出席の皆様方と連携をとりまして、多重債務問題に対処していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【浅田消費者政策課長】 どうもありがとうございました。

それでは、岡田副大臣が到着されましたので、ご挨拶を頂きたいと思えます。よろしくお願いいたします。

【岡田内閣府副大臣（金融・消費者担当）】 金融・消費者担当副大臣の岡田広です。本会議、安倍総理の所信表明演説が長くなりまして、遅れましたこと、おわび申し上げたいと思えます。

3回目となる多重債務問題等に関する懇談会の開催をいたしましたところ、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席を頂きまして、本当にありがとうございました。

振り返れば、平成18年12月の多重債務者対策本部の設置や、翌19年4月の多重債

務問題改善プログラムの決定は、第1次安倍内閣当時に行われたものであり、縁のようなものを感じます。

「縁」という漢字は、左側が糸へんです。縁があって出会って、いろいろな話をして絆が深まる。「絆」も、一緒の「緒」も、組織の「組」も「織」も、継続の「継」も「続」も、結納の「結」も「納」も全て糸、網の目のように点も線にします。私は、漢字の原義は糸であると考えています。経営という言葉の意味も、目標を定めて、それに向かって精進するということであろうと考えております。糸を結ぶ、ネットワークを結んでいくというのが、私は生きるということなんだろうと考えております。多重債務問題については、これまで多くの皆様からご意見、ご協力を得つつ、各省庁、そして自治体が連携をして、糸を結びながら取組みを続けてきた中で、着実な改善が見られるところであります。

先の臨時国会では生活困窮者自立支援法が成立するなど、昨年中には関連する施策にも大きな動きがありました。困っている方々の総合的な支援をする、まだ説明されていないことではありますが、皆さんのお手元の資料5-2にイメージ図がありますが、この中でも生活包括支援チーム、その中で情報の共有が大切だということが書かれてあります。いかに情報が大切か。

21世紀最初のNHK大河ドラマは「武蔵」でありました。なぜ、NHKが「武蔵」を放映したか。考え方はたくさんあると思います。私は、時間がありませんから多くはお話しできませんけれども、一つは備えあれば憂いなしという考え方、もう一つは情報が大切だと、そんな考え方だと思います。武蔵が生きた時代、戦国動乱から世界に例を見ない徳川260年の安定政権をつくった時代でありました。21世紀、ITの世紀と言われていきます。情報が大切な時代。しかし、戦国動乱の時代も情報が最も大切であったと。この話は長くなりますからいたしません。

「3つの『わ』」という言葉があります。一つは、対話の「話」、会話の「話」、談話の「話」です。私は水戸市長時代、対話と参加は地方自治体の長共通の考え方、対話というのがとても大切と考えていました。話をするところから組織の輪が広がる、これは三輪車の「輪」という漢字です。昨年の1年を締めくくる漢字は「輪」でありました。話をするとなやかになる、これは、平和の「和」という漢字です。

私たちの国の、聖徳太子の17条憲法の第1条は「和を以て尊しとなす」という言葉であります。和がいかに大切か。食べ物でも、和え物というものがあります。ワカメ、ネギ、ウド、海の幸、山の幸をみそや酢という調味料でまぜ合わせることによって、自分の持ち

味を主張して、まぜ合わせることによってもっといい味を出すのが和え物という食べ物の
はずです。平和の「和」という漢字です。和がいかに大事か。情報が大事か。

21世紀、ITの時代と言われています。インフォメーション・テクノロジー、ITの
Iの一番最初は情報をインプットする「I」です。情報をインプットしたら、たくさんの
情報の中から自分の消費生活に、あるいは多重債務に重要な情報はどれかとインタレスト、
興味を示す、関心を示すというところから全てが始まるのではないかと、そう思っており
ます。そして、それぞれの皆さんの今までの経験、イマジネーション、想像を踏まえて、
一番大切なIはアイデアの「I」だと私は考えています。

21世紀、知的所有権の時代だと言われています。知的所有権、わかりやすく言うと、
これからの時代は新しい発想やアイデアで勝負をする時代です。この新しい発想やアイデ
アというのは、感動や感激から生まれてくると私は考えております。世界地図の中で、ア
フガニスタンはどこか、イラクはどこかと探すときには、東経何度、北緯何度ということ
で、横の糸、縦の糸で世界のどんな場所も探し出すことができるはずであります。インタ
ーネットやiモードは横の糸、たくさん入ってくる情報の中で、どの情報が自分の仕事や
生活に大切かということで取捨選択しないと、IT時代の情報に埋もれてしまう、IT時
代から取り残されてしまうということになるのかもしれない。

私は、これが縦の糸、自分の考え方、物差しをしっかりとつくり上げるということでは
ないかと考えています。だから、横の糸、マイナスという記号は横一本です。縦の糸が重
ね合うとプラスという記号に変わります。いかにプラス思考が大切か。最後のIはインス
トラクターの「I」。多重債務者、生活困窮者の皆さんのために少しでも豊かな社会をつく
る、そういうことにおいて、それぞれの分野、地域の指導者になる「I」というのが大変
大事なんだろうと、そう思っています。そんな所感をお話しさせていただきました。

皆様方からいろいろご意見を頂きながら、そのご意見を参考にして、明るく豊かな地域
社会をつくる、それが私たち政治家、役所としての使命、役割、責任だと考えております。
よろしくお願いを申し上げまして、遅れましたことも重ねておわび申し上げまして、ご挨拶
に代えたいと思います。ありがとうございました。

【浅田消費者政策課長】 岡田副大臣におかれましては、次の予定がございますので、
ほどなく退席されるということでございます。

【岡田内閣府副大臣（金融・消費者担当）】 すみません。遅れて、先に失礼します。

(岡田副大臣退席)

【浅田消費者政策課長】 では、議事に戻らせて頂きます。

続きまして、資料３－２でございます。消費者庁のロゴが入ってございますが、いわゆる「偽装質屋」の対応についてということでございます。先ほど、警察庁さんの資料３－１の中でも偽装質屋のお話が出てまいりましたけれども、消費者庁のほうの取組みをご紹介させていただきます。

これは昨年の６月に出したプレスリリースでございますけれども、偽装質屋につきましては、皆様ご案内のとおりでございますが、質屋営業を装い、担保価値のない物品を質置きさせた上で、実質的に年金などを担保にして金銭の貸付けを行い、高額な金利の支払いを求めるといったようなものでございます。これにつきましては、お手元にあるとおりでございますが、国民生活センターのほうから注意喚起が行われているということでございますし、先ほど警察庁さんからもございましたとおり、取り締まり等も行われたということでございます。

こういったこともありますし、さらにはこの資料の最後のページ、ちょっとページが飛んで恐縮でございますが、４ページ目になります。参考ということで、これにつきまして日本年金機構さんのほうにもご協力を頂きまして、昨年の１０月から１２月にかけて、年金受給者の方にこういう年金振込通知書が送付されております。総数で３，０００万人弱の方に、要するに年金受給者の方にこういうはがきが送られているわけでございますが、ご覧頂いてわかるとおり、拡大図と書いてございますけれども、特に年金受給者をターゲットにした問題行為、中でも２番目の丸でございますが、偽装質屋についても注意喚起をしておるということでございます。重ねて年金受給者の方、２，９００万人ぐらいたと聞いておりますけれども、こういう方に直接情報を届けるといったようなことも行っておるということでございます。

こういったこともあるかと思っておりますけれども、昨今の偽装質屋に関する消費生活相談の状況も調べました。ＰＩＯ－ＮＥＴの情報を見ましたけれども、年後半に関しては毎月一、二件、数件程度、もう１０件にも満たない程度の数だというふうに認識をしておるところでございます。

資料については以上でございます。

一連の説明ということで続けさせていただきます。資料４でございますけれども、厚生労働

省さんから、新たな生活困窮者自立支援制度についてということでご説明を頂きます。お願いします。

【厚生労働省】 厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長の熊木と申します。

資料4をご覧頂ければと思います。昨年末、生活困窮者自立支援法が、12月6日に成立し、同月13日に公布されています。これについてご説明申し上げたいと思います。

1枚めくって頂きまして、これは生活保護制度の見直しと併せて行われた、第2のセーフティーネットを強化するという取組みです。これまで、第1のセーフティーネット、社会保険や労働保険、いわば企業で働くことを通じて安心を得るという社会、それに加えて第3あるいは最後のセーフティーネットである生活保護がしっかりとそれを支えるという形で生活保障が成り立ってきました。しかしながら、昨今の経済状況や社会状況の変化、企業等も体力を失っている状況、あるいは地域社会や家族といったつながりがだんだん希薄化しているといったことも踏まえ、生活保護受給の要件を満たさなくても、早期に生活困窮者に対して支援を行う仕組みをつくること、すなわち第2のセーフティーネットを強化することが、生活保護制度の見直しと併せて行われたということです。

1枚めくって頂きまして、生活困窮者自立支援法ですが、上の箱の中に書いてあるように、この法律は生活保護に至る前の生活困窮者の自立を支援するという内容でございます。

具体的には、法律の概要に書いてありますが、1番は、自立相談支援事業及び住居確保給付金について、福祉事務所を設置する自治体の必須事業として位置付けています。これはどのようなことかといいますと、現在、都道府県、政令・中核市、一般市及び町村の一部の900の自治体が福祉事務所を設置しています。すなわち、この全国900の自治体において、生活困窮者に対し、就労支援その他も含む相談事業を必ず実施するということ、及び住居の確保に関する給付金を支給するということです。

加えて、2番にあるように、その他、生活困窮者の状況に応じて、就労の支援や家計の相談、子供への学習支援といったいろいろな支援、これらは任意事業として行うことができます。

3番に、働く場所、中間的就労の場を増やしていこうということで、都道府県等が適切な事務所を認定する仕組みを法律に盛り込んでいます。

4番は、これらの費用について、必須事業については国が4分の3を必ず負担するという義務的経費化をしたことは、大変大きな変化だと考えています。その他、3分の2又は

2分の1の国庫補助を法律上規定したということです。

施行は平成27年4月ということで、26年度は各自治体において準備をしていくという段取りです。

1つずつ資料を説明する時間はありませんので、任意事業である家計相談支援事業と、自立相談支援事業についてのみお話ししたいと思います。

4枚ほどめくって頂いて、10ページに「家計相談支援事業について」という資料があるかと思います。これは、申し上げたように任意事業で、家計に関する相談を受け、家計の状況をアセスメントし、その方に応じた計画、プランをつくり、併せてその際に例えば家計簿を一緒につくってみたりして、一体どのようなところで収支が合わない状況かを確認頂いた上で、どういった支援が必要かを考えていく。場合によっては、法テラス等になぐこともありますし、いろいろな公的減免制度を紹介するといったこと、あるいは、必要な貸付けのあっせんを行うといったこともできるものです。

この事業は、申し上げましたように福祉事務所を設置する自治体が行う任意事業ですが、直接、自治体が事業を実施する直営方式もありますし、消費生活協同組合や社会福祉協議会等の民間団体に委託して実施することも可能です。

これは、2分の1の国庫補助ということ、あるいは任意事業ですので、できる限り多くの自治体にお取り組み頂けるように、好事例や成果を広く普及することで、働きかけをしていきたいと考えています。

加えて、必須事業の自立相談支援事業があります。これは、生活困窮者からの相談に広く応じて、場合によっては就労などのいろいろな支援を行っていくもので、こちらの事業は、全国900の自治体で必ず実施することになります。そして、それには国が4分の3を負担することで、幅広く生活再建を今後進めていくことができるようになると考えています。

さらに1枚めくって頂きまして、今後のスケジュールですが、今年度は、30億円の予算を用意して、68の自治体で既にモデル事業が展開されています。来年度は、17ページに資料がありますが、115億円の予算を確保しておりますので、200以上の自治体でモデル事業をお取り組み頂けるようになると考えています。その後、27年4月からは、法が施行され、900全ての福祉事務所設置自治体において取組みが行われます。

まとめますと、これまで自治体において消費生活相談、あるいは多重債務相談窓口がありました。大きな関連する分野の中で、3つ目の柱として、生活困窮者の窓口、及び家計

についての相談窓口ができるということです。この３番目の相談窓口は、法律をつくって、国庫補助・国庫負担を規定して、制度化したということで、大変大きな３番目の柱になるかと思います。対象者は、消費生活相談ですとか、多重債務相談に来られる方と重なる場合もありますし、重ならない場合もあります。重なる場合には、強みをそれぞれの窓口が発揮して、相互に補完していくことが重要ですし、重ならないケースもありますので、それぞれの窓口機能が引き続き充実していくことが重要です。

加えて、副大臣からお話があったとおり、いろいろな機能が連携をして、線をつないでいくことが重要だと思います。今後、窓口のやり方は、ワンストップという方法も後ろで紹介されていますが、自治体がそれぞれ考えられる柔軟な仕組みですので、いろいろな形ができると思います。いずれにしても、全体のリソースが充実され、かつ、それぞれの機能が十分連携をすることで、実効性のある地域社会をつくっていくことが肝要と思っています。

以上です。

【浅田消費者政策課長】 ありがとうございました。

引き続きまして、地方消費者行政の体制整備ということでございます。消費者庁のほうから、資料５－１及び資料５－２についてご説明させていただきます。

これから消費者庁で取り組む地方消費者行政の体制整備についてでございますけれども、冒頭に申し上げますのは、やはり副大臣のご挨拶にもありました多様な主体の連携、糸をつなぐという言葉がございました。縦糸、横糸ということがございましたが、縦糸は国・地方の関係でございますし、横糸は自治体内部の各部局の連携、さらには自治体と民間の方々との連携といったものもあろうかと思います。そういったことをテーマにご説明を申し上げたいと思います。

資料を１枚めくって頂きますと、「消費者安心戦略」の推進ということで掲げてございます。これは、消費者庁が今、掲げておる戦略でございますけれども、左側でございますが、消費者の安全・安心確保対策ということでございます。特に、左の四角の２つ目にございますけれども、消費者被害防止対策の積極展開ということで、トラブルに遭うリスクの高い高齢者等の消費者を見守る地域ネットワークの構築や、啓発活動といったようなことを重点に掲げておるということでございます。

１ページめくって頂きますと、現在、消費者庁から地方の消費生活相談や消費者教育等に出しております活性化交付金というものがございますけれども、そのご説明でございま

す。

予算額につきましては右上のほうにございます。これまでの経緯でございますけれども、一番下、まさに今日始まった国会でご審議頂く予算でございますけれども、26年度当初予算30億円、あと復興特会7億円ということでございます。25年度当初予算は5億円程度でございましたけれども、今回、当初予算で思い切って30億円の手当てを頂いたということでございます。こういったものを、下を書いてございますけれども、身近な消費生活相談体制の強化であるとか、3.にございますけれども、地域ネットワークの構築であるとか、消費者教育、特に金融教育を含めた消費者教育に地域で使って頂くという体制をつくったということでございます。

さらに、見守りの関係でございます。連携ということを申し上げましたけれども、すみません、1枚めくって頂いて3ページでございます。消費者被害防止対策のスキームのイメージというものがございます。この絵でございますけれども、繰り返しますけれども、やはり地域で、特に高齢者、これから高齢化社会が進んでいく中で、トラブルに遭うリスクの高い消費者を見守っていく体制をこれから教育、強化していく必要があるということでございます。これまで消費者行政につきましては、地域の消費生活センターを拠点として、例えばトラブルを抱えた消費者の方に相談に来て頂いて、そこで研修、訓練を受けた消費生活相談員の方があっせんを行うであるとか、助言をしてトラブルの解決に導くというのが一つのモデルでございましたけれども、なかなか高齢者が進む中で、認知症の方が一番わかりやすい例かもしれませんけれども、自分がトラブルに遭ったことさえもよくわかっていないということで、事後の救済が大変難しいという事例が増えていると聞いております。

したがって、今後、高齢者の方々についてはやはり未然防止、被害の未然防止をより強化していく必要があるということでございます。その場合、やはり消費者行政部局が核になるのは当然でございますけれども、そのみではなくて、この絵に書いてございます福祉関係者、消費者団体の方、警察を中心とした防犯であるとか、地域の事業者の方、商店街の方、自治会といったような多様な主体が連携して、こういった見守りに参画して頂く体制をつくっていききたいというのが、今後の消費者庁の重点施策でございます。

さらには、そういったことにこれからまた法律も含めた手当てをしていきたいということでございまして、ちょっとめくって頂きますと、恐縮ですけれども、さらに2枚めくって頂きまして、またページが飛んでいまして恐縮であります、7ページ目でございます。

こちらに「地域体制」づくりのための方策とございます。ページ数なくて恐縮でございますけれども、今、申し上げた地域ネットワークの構築ということで、1番でございますけれども、消費者安全確保のための地域協議会ということで、各自治体にこういった多様な主体の連携による地域協議会をつくって、見守り体制を強化して頂くということ。

あと、消費生活サポーターの育成といったようなことで、地域の方々、例えば団塊の世代の方なんです、仕事も一応終わられて、地域に帰られるということで、こういった方々に消費者教育、消費者啓発の前線を担って頂くといったような取組みもございます。そういった体制をつくっていくといったようなことがございます。

ちょっと飛ばしまして左のほうでございますが、3. 相談体制の強化ということで、庁内連携、先ほど申しましたとおり各部局でございますが、医療、保健、福祉、教育、納税等の関係部署との連携、さらには、ここにはちょっと書いてございませんけれども、今、申しました民間部門、福祉のNPOの方、地域の防犯を担う方々、あとは自治体の方々といった多様な人との連携を推進していくということ。さらには、広域連携ということで、高齢化社会が進んでいく中で、特に小規模町村を念頭に、市町村の広域連携を進めていくといったような体制づくりをしていきたいということでございます。それに伴いまして、国、都道府県の役割の明確化等もしていきたいというふうに考えておるところでございます。

こういった体制づくりをこれからやっていきたいということでございます。

さらには、資料5-2でございます。これは、ちょっと頭の整理ということで掲げさせていただきますけれども、先ほどの自殺対策についても相談窓口があり、厚生労働省さんの生活困窮者自立支援というものもあり、消費者行政もありということで、それぞれ担当は異なっておりますけれども、当然、一体的に推進していくということで、これもまた連携ということではございますけれども、あくまでも一つのイメージということでございまして、こういった取組みをされているところがあるということの一つのモデルとして描いたものでございます。

いろいろなスキームがございますけれども、一つのやり方としては、例えばワンストップ窓口、先ほど厚生労働省さんからも話がございましたが、特に実態を見ますと、小規模の自治体ではこういったワンストップ窓口ということで、多重債務相談を含めました消費生活相談、その他、各種いろいろと相談を受けているところが多いと思います。こういったところと、各行政部局、福祉であるとか、住宅整備であるとか、上下水道と書いてござ

いますけれども、こういった方々、要するに困窮者の端緒となる情報を持っている方々、持っているであろう部局の方々との連携、あとは福祉部局との連携といったようなこと。さらには、右を見て頂きますと自治体、行政機関以外の方々でございますが、こういった方々と連携をしていくといったようなことで、総合的な対策を講じていくということもあろうかと思えます。

さらに、消費者行政と生活困窮者の連携でございます。例えば、相談については、生活困窮者のスキームはあるということでございます。消費者行政につきましては、地方消費者行政活性化基金というものがございますけれども、先ほど申しましたとおり相談以外にも、例えば消費者教育といったところにも使えるようになっております。したがって、相談体制の強化を図ると同時に、例えば消費者教育、金融教育を通じて、総合的な施策の展開を図っていくといったようなことも可能ではないかと思っております。

実際、多重債務につきましては、各都道府県を中心に既に連携、庁内連携、行政機関と民間の連携というスキームが既に全都道府県にたしかあると思えますけれども、そういった先行事例もございます。この後、ご議論の時間ございますけれども、ぜひ委員の先生方から、実際にこれまでこういった多重債務を中心とした連携がございますけれども、こういう中で、今後、こういった連携、消費生活相談と生活困窮者自立支援の一体的な推進と一つ書かせて頂きましたけれども、推進していくに当たって留意すべき点等々についてご指摘を頂ければ大変ありがたいということでございます。

説明は以上でございます。たくさんの説明をいたしましたけれども、恐縮でございます。

これから、質問と討論の時間ということにさせていただきます。まず最初、5分程度、ちょっと短い時間で恐縮でございますけれども、今まで説明をいたしましたけれども、何か事実確認等のご質問があれば頂きたいと思っております。なお、ご意見とかご指摘につきましては、この後、別途時間を設けますので、この時間は何か事実確認等のご質問があればということでお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

では、山本先生、どうぞ。

【山本委員】 単純な質問でございます。先ほど不動産取引を装ったヤミ金というお話がございました。新聞報道等で私もちらりと拝見したんですけれども、もう少し詳しく、どういう手口といたしますか、本日の資料には記載されてないものですから、この機会に少し教えて頂ければと思って質問させて頂きました。

【浅田消費者政策課長】 警察庁さん、お願いできますでしょうか。

【警察庁】 これは、先週、警視庁が検挙した事案でございます、要は高齢者の方が生活費が足りないということで貸し金業者に相談に行きましたところ、うちでは貸せないから別のところを紹介しますよと言われて、そこで、あなた、不動産を持っているから、私買ったことにしましょう、それで何日かたって、あなたがこの額で買い戻しをすることにしましょうと、そういう口約束でお金の貸し借りがあったということでございます。ですから、実際は貸し金なんですけれども、それが不動産の買取資金として表向きは被害者に渡されて、貸し金業者に対しては被害者が不動産を買い戻す買い戻し金という形で、ヤミ金業者のほうに元金と高利の利息分が入ったということでございます。ちなみに、契約書では額面500万円で買いますという契約ですが、いろいろな調査費用を差引いて、実は400万円ぐらいしか元金としては被害者に渡してませんが、被害者の方は、買い戻し金として600万円を超えるぐらいのお金を犯人側に支払ったという事案でございます。

【山本委員】 どうもありがとうございました。よくわかりました。

【浅田消費者政策課長】 新里委員、お願いします。

【新里委員】 同じくヤミ金の関係でお聞きしたいんですけれども、先ほど口座凍結と、それから携帯電話の通知の件数を教えて頂いて、携帯電話のほうはレンタルのところも含めると1万件ぐらいなのかなとお聞きして、口座凍結のほうは3万件ぐらいになっていて、2万件ぐらい違っています。携帯電話のほうについても取組みが進んできているのは重々理解した上で、この2万件の違いというのは何かあるのか。私たちからすると、現場にいる者からすると、意外に凶暴化しているところもあって、電話を早くとめてほしいという思いがあって、ここの差に何か理由があるのかどうか教えて頂ければと思います。

【警察庁】 まず、契約者確認の求めでございますが、ヤミ金融事犯を含む生活経済事犯関係で、平成25年は約7,000件やっているところでございます。確かに、ヤミ金融事犯に使用された疑いのある口座凍結は約3万1,000件でございます、ちょっとその差があるのでございますが、これはやはり一つのヤミ金業者が複数の口座を使っておるので、使われている口座数と契約者確認の求めの数の違いがここに出てきているのではないかと感じているところでございます。

あと、携帯電話をすぐ止めて頂きたいということでございますが、私どももなるべく早くして頂きたいという旨、通信キャリアにはお願いしているところでございまして、今では、契約者確認の求めを私どもが通信キャリアに依頼してから、多くのキャリアでは概ね1週間以内には契約者確認をして頂いておると聞いておるところでございます。電気通信

事業法で、締結拒否できないという仕組みがあるものですから、銀行の預貯金口座の凍結とは違いまして、いきなり解約とか、そういうことはなかなか難しいということを私ども聞いておるところでございます。

以上です。

【浅田消費者政策課長】 では、竹島委員、お願いします。

【竹島委員】 生活困窮者自立支援法について教えて頂きたいんですけども、私の知っている限りで申し上げますと、生活困窮者で支援されている方の中には、例えば軽い知的障害を持っていたり、あるいは表にあらわれにくいような精神障害を持っていたり、日常生活を送るには若干のハンディキャップを持っている人たちも少なからずいると思います。その場合に、住居確保や住み続けるための生活支援といったものがこの制度の中に含まれていると理解していいのかどうか、お教え頂けるとありがたいんですが。

【厚生労働省】 まず、生活困窮者自立支援法の中で、住居確保給付金が制度化されて、給付金を支給することになるので、むしろそれに伴って、いろいろなソフトの事業を併せて提供することが重要ではないかということだろうと思います。それは、自立相談支援事業が必須事業となって、この中で十分アセスメントを行い、その方の状況に応じた適切なプランを立てて、生活再建を図っていくということです。場合によっては、障害行政にきちんとつないで、手帳を取得して頂くこともあろうかと思ひますし、そこまで至らず、その方の状況を判断した上で、最適な場合には就労支援を実施することもあるかと思ひます。一般就労が難しい場合には、中間的就労といって、一般就労が難しい方に対する働く場、訓練の場を用意していますので、そちらの利用を促していくこともあろうかと思ひます。あるいは、公営住宅への入居など住居の確保に向けた調整ですとか、そういったところでいろいろなやれることはあると思ひますので、重要なのはその方に応じた支援をしていく、それは、自立相談支援事業の中でやっていくということだと思ひます。

【浅田消費者政策課長】 では、そろそろ時間の関係もございまして、自由討議ということにさせていただきます。もし、ご質問ありましたら、その枠の中ですと思ひておりますので、ご協力お願いいたします。

それでは、自由討議の枠でございまして、行岡委員から、資料6-1、6-2ということで、生活を再生する家計相談支援ということで資料を頂いております。冒頭、ご説明頂いて、これを受けまして自由討論ということにしたいと思ひております。

では、行岡委員、ご説明をお願いいたします。恐縮ですが、5分ほどをお願いいたしま

す。

【行岡委員】 お時間頂いて、どうもありがとうございます。資料は、後から追加で、具体的な事例がわかるようにということで、「仕事の継続に不可欠な車両購入の貸付けと家計指導を行うことで解決できた事例」ということで具体的な事例をつけております。

それは後から見て頂くとして、ご説明したいのは、「生活を再生する家計相談支援」というこの資料です。多重債務相談そのものはご報告にあったようにだんだん減ってきているのですが、傾向として、高齢の方のご相談が増えてきているとか、年収200万円以下の方たちが65%いらっしゃるとか、300万円以下ということであれば85%ぐらいの方が相談にお見えになっています。全体に税金の滞納等々、5ページのところをあけて頂いたらわかると思うんですが、税金とか、家賃とか、公共料金の滞納なども増加をしてきているというところで、ご相談にお見えになっている方たちは貸付けを希望でおいでになるけれども、とても貸付けができるような状態ではないというところで、困窮状態にあるというのが実態です。

それから、貸付けの使途は生活資金が増加をしているということで、この表を見て頂いたらいいかと思います。

それで、相談にお見えになっている方たちの抱えている問題というのを7ページのところに書いていますが、お金の問題としてご相談にお見えになっていますが、背景として、ご本人の精神的な課題とか、ご家族の課題とかいうところで、いわば生活困窮というのはどういう状態で発生しているか。もう家族ぐるみで、そういうところに総合的に対応するという意味で、生活困窮者自立支援法というものができているんだろうなと理解しております。

中でも家計相談というのは、皆さん、家計簿をつければいいとか、レシートを集めて買い物行動を何とかさせたらいいんだとお考えのところがあると思うんですが、決してそういうことではなくて、やはり我が家の家計がどうなっているかをご本人にわかるようにしてあげるというのが家計相談の中身だと考えています。

8ページのところに家計相談支援が効果的な役割を果たすと思える事例ということで、これも私どもの事例なんですけれども、多重債務の方たちも多いんですが、ここの④に書いてあるように収入が少なかったり、収入に波があるという形で、例えば一人親方みたいな方たちは、夏場は収入がたくさんあるけれども、冬場は少なく、年間をならすと保護には該当しないという方たちをどうするか。

それから、生活保護を受けながら母子の福祉などを受けている方などは、児童扶養手当が4カ月分まとめて入って、かつ保護費は4カ月に分散されますから、収入が月々で20万円であったり、4万円であったり、6万円であったりというふうに収入に波があるんでお金の管理の問題が出てきます。年金などの場合も2カ月に1回ですから、高齢者の方も、それから障害年金をもらっている方も、収入の管理自身がなかなか難しいというようなところで、ご相談にお見えになっているというのがあります。

具体的に、簡単な事例を3つほど、9ページ、10ページ、11ページにしていますのでそれを見て頂くとして、私たちのところで家計相談として具体的にやっているのは13ページと14ページのところです。

これは、1時間半の面談の中で、その方のご家庭の家計の状態がどうなっているかというところでご相談をお受けして、「家計表相談時」という13ページの方は、借金を340万円抱えて、借りがえしたいということでご相談にお見えになったんですが、相談の中で毎月3万5,000円赤字が出ている。どれだけ赤字が出ているかもわからないで自転車操業なさっているという状態で、とても貸せないですね。では、どうするかということで、債務整理したらこうなりますよと、あと、生活そのものも見直しをしたらどうなるかというのが14ページのところの「家計表見直し後」で出した結論です。

中学生、高校生の子供さんがいらっしゃるので、15ページ以降は、3年間、5年間で家計がどうなるかというところで、奥様も含めて仕事に、パートタイマーに出ていくということの中でも、子供が高校に入る時、大学に入る時というところではなかなか大変なんだということがご本人にわかるようにして差し上げて、そして、どう生活を立て直していくかということをご相談していくみたいな、そういうような活動をしております。

困窮者の方というのは、収入がとても少ないですし、かつ収入に波がある。そういう意味では、結構皆さん、かつかつで頑張っているんですが、収入をあとどれだけ増やせば生活が何とかなるかということがなかなか見えないというところで、借金に走ったり、ちょっとひどい場合にはヤミ金とか、詐欺被害に遭ったりというところで困窮なされているので、生活を見直すというところでは、一番最初に家計を見直すというのが重要という形で一生懸命取り組んでいるというところをご紹介します。

税金とか、保険等の滞納なども、どう分納していくか、分割して払っていくかというようなことなどにもご相談に応じているというのが一番最後のページに、家計相談支援の役割みたいな形で表にしているものです。

資料6－2は、福岡県多重債務対策協議会でご報告をした内容です。グラフ等々も後ろについておりますので、参考にして頂けたらありがたいです。

以上です。

【浅田消費者政策課長】 どうもありがとうございました。

それでは、自由討論ということでございますので、ご意見、ご指摘も含めて、各委員の皆様からお願いいたします。

では、どうぞ。竹島委員、お願いします。

【竹島委員】 短く3点くらい、ご相談というか、こちらでやるべきことと、協力をお願いしたいことを自殺対策に関連して申し上げますと、メンタルヘルスの問題と同時に、例えば多重債務であるとか、家族の問題とか、いろいろ多重的に問題を抱えている方は自殺のリスクが高くなります。精神科の医療を受けても、抱えている多重債務の問題などは片づくわけではないので、横の連携が非常に重要になります。

私ども自殺予防総合対策センターでは、自治体の自殺対策に取り組む職員の企画力向上のために自殺総合対策企画研修をやっておりますけれども、この研修にも、今後、多重債務とか生活困窮者支援と連携していくようなプログラムを考えなければいけないと思いますので、ぜひご協力をお願いしたいということです。

また、メンタルヘルスの領域との連携については、我々もできる限りの努力をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

メンタルヘルスのことについていいますと、昨年、アルコール健康障害対策基本法ができました。アルコールの問題を抱えている方は、通常、経済的な問題もあるし、家族の問題を抱えていますので、この法律の基本計画が立てられるに当たり、ぜひそれと多重債務者、生活困窮者の支援にリンクがかかるような、つながりがつくような仕掛けができるといいなと思っているというのが1点目です。

その次なんです、私もちょっと悩ましく考えていることを一つ申し上げたいと思います。私どもが自殺対策でさまざまな民間団体と連携の話をしますと、一番先に出てくるのは顔の見える関係づくりです。複雑な相談をするためには顔の見える関係がないと、なかなかできないということがよく出ます。ところが、顔の見える関係ができて、横のつながりができるのはなかなか難しいし、役所の場合には人事異動もある。顔の見える関係は大事なんだけれども、それを持続的なものにしていくのはなかなか簡単ではないというところがございます。

その片方で、今日、副大臣のお話にもありましたけれども、ITが非常に進歩している。生活困窮者の支援とか、複雑なひとに関わる支援になるほど登場人物が複雑になる中で、横の連携をとる方法がもう少し技術的に開発できないか。もちろん、顔の見える関係は軸でありますけれども、それをサポートするものとして、何らかの技術的方法が一步進まないものかと思います。これは感想、意見ということでお願いします。

あと1点、ご検討頂きたいと思うのは、私もさらに情報を得て検討しなければいけないことですが、いろいろな民間団体等が委託などによってソーシャルサポートの活動を始めていますが、自分たちができることは引き受けるだけでも、できないと一遍に放り出してしまい、あるいは、横の連携をとろうとしないという問題指摘を耳にすることがあります。

これはあまりよろしくないことだと思いますし、その片方では、一生懸命連携に努めているところがあるのは事実ですので、多方面と連携していく活動をする人たちが持つ倫理規定的なものであるとか、活動のガイドラインといったものを、自分たちの仲間からつくって頂くのが一番いいと思うんですけれども、何か進めていくことが必要なのではなからうか。実際には、他の支援が入るほうが透明性が高まって、よい支援にもつながっていくということがありますので、やはりそういった、倫理規定という言葉が適切なのかどうか分からないんですけれども、自主的に取り組むことの指針のようなものが何かあると、それを守って取り組もうとしているとみんなからわかりやすい活動になっていくと、そのようなことが実践、努力から生まれるといいなと考えています。

以上です。

【浅田消費者政策課長】 少々、多重債務を超えるご指摘もあるかと思いますけれども、これに対してコメント、特に厚生労働省さん、何かありましたらお願いします。

【厚生労働省】 多くは厚生労働省におっしゃられたことかと思いますが、私からお話し申し上げたいと思います。

まず、生活困窮者について支援制度ができたということは、要は今までの福祉の枠組みであっても、それから消費者相談や多重債務相談、いろいろな相談制度がありますが、これまでの枠組みで、なかなかそれぞれの制度では十分対応できずに、制度からこぼれ落ちるということがありました。生活困窮者の方々は、かなり複合的な課題を抱えていたり、あるいは多様な状況にありますので、できる限り漏れがないように、包括的に対応することが重要だと思っています。そして、自立相談支援事業がいろいろな関係機関と調整をす

る際にも、ご本人を中心としたいろいろなアセスメントの結果を踏まえ、むしろ寄り添いながら、本人を代弁して調整し、関係機関と当事者本人との間を取り持た上で、関係機関もいろいろ入り込んだ形で、包括的な支援、チーム的なアプローチというものを確保していきたいと思います。

今後、自立相談支援事業のガイドラインを作成するとともに、人材養成については、当面、国で直接行い、その中でしっかりと包括的な支援や、漏れがない支援、関係機関との調整などの視点を盛り込んでいきたいと考えています。

また、委託をした際には、やはり自立相談支援事業の実績の評価が大変重要ですので、できる限り関係者が入る形で事業の評価、運営ができるように、協議体のようなものをつくっていき、地域で自立相談支援事業の活動が見えるような、見える化をしていきたいと思っています。

その他、アルコール対策との関係など、いろいろなご指摘を頂きましたので、庁内あるいは庁外の関係者とも相談をして、今、申し上げましたような連携が、私が口で言うだけではなくて、地域で実際にそういう連携ができるように考えていきたいと思っています。

【浅田消費者政策課長】 では、新里委員、お願いします。

【新里委員】 この多重債務のところの問題は、当初、金融庁のところから始まって、消費者庁と一緒にやるという格好になってきて、さらに言えば、厚生労働省さんがさらに連携先というか、一緒にやるという格好に広がってきて、ほんとうに総合的な施策になってきたということで、それが一つの大きな前進になっているというふうに感じました。

あと、2つ言いたかったのは、先ほど言ったヤミ金関係なんです。私の地元の仙台で、12月11日に、被害者の会のところにヤミ金が嫌がらせをして消防車を呼ぶと。仙台高等裁判所の真ん前のところでしたから、もう大変な、大騒動になってしまった。実は、平成16年のときにも、弁護士事務所にヤミ金から消防車が20台呼ばれて大変なことになったということもあって、ずっとやってきたのに、相談自体からすると一定押さえ込みの方向にあるということは理解をしているんですけども、何となく一部、凶暴化しているのではないかという認識があります。

もう一つは、ヤミ金対策法ができた後、警察庁のほうでも重点的に取り組みという話で取り組んできたんだと思いますけれども、担当の警察官の方もかわっていく中で、例えば基本的な法律の仕組みですね。無効であるとか、最高裁によって払う必要がないんだと確認されているということが、ほんとうに現場に徹底しているのだろうかと思える事犯もあ

って、さらに頑張っているのは了解しながらも、さらに押さえ込みのところで頑張って頂きたい。その関係では、やはり携帯電話の凍結に近い形ですかね。確認をして、利用が停止されるような仕組みがもう少し迅速化して頂ければいいなと。警察庁の署長から確認をするという格好、立てつけになっていて、口座凍結よりは少し重い仕組みになっているところはあるけれども、その迅速化をさらにお願いをしたいというのが一つです。

それから、熊本さんから言って頂いた今回の自立支援の仕組みについては、私はすごく評価をしています。ただ、水際作戦にならないということを条件に評価をしているわけですが、この会議との関係でいうと、いわゆるセーフティーネット貸付けをどう進めていくか。お金を借りないで生活できれば、それにこしたことはないわけですが、いざというときに、九州のほうではグリーンコープさんがやって頂いて、相談と貸付けもあると。生協全体としても、事業モデルをみやぎ生協が始めているところですが、貸付けのところについては必ずしも各種そろってなくて、あるとすれば社協さんの生活福祉資金の貸付制度で、これはなかなか機能していないのではないかと一説で言われていて、この新しい家計相談のところで多く社協さんが手を挙げているのではないかとも言われている中で、ほんとうに機能するのか、できるのかというところが、機能させてほしいという思いからですが、各地でいろいろな形で取り組んでいる団体もあるものですから、そういう地元の取組みと協力するような格好で、連携を深める中で育てていってほしいというふうに思っています。

生活福祉資金の貸付制度のところは、原資があるはずなのに、まだなかなかうまくいっていない。ここにどう手をつけていくかということも、自立支援の仕組みと多重債務の関係から非常に重要な観点なので、そこも熊本さんのところで配慮して進めて頂ければというふうに思います。

【浅田消費者政策課長】 ありがとうございます。

それぞれご指摘、何かお言葉があれば。では、警察庁、柴山さん、お願いします。

【警察庁】 先生、ご指摘ありがとうございます。先生がおっしゃった業務妨害の件でございますけれども、これは既に告訴を受けておりまして、今、捜査をやっているところでございますので、その点についてはご了解頂きたいと思っております。

また、凶暴化しているかどうかにつきましては、ちょっと私どももそこまで評価できる資料が今、ありませんので、その評価は差し控えたいと思いますが、いずれにしろ悪質な事案につきましては、きちっと取り締りを行うよう県に指導しておりますので、引き続

き悪質事案について取り締まりを行っていきたいと思っております。

また、一部の警察官で、ひょっとしたら民事的な仕組みの理解がちょっと足りないようなケースも散見されるというご指摘でございました。私どもは、そういうことがないように県への指示、指導をやっているところでございますけれども、先生のご指摘も踏まえて、引き続き一線の県警に対して指導してまいりたいと思っているところでございます。

最後の携帯電話の迅速な解約でございますけれども、先生のご指摘のとおり、なかなか難しいところがあります。引き続き関係機関、あるいは関係業者とも相談しつつ、一日でも早く契約者確認をして頂けるように、努力していきたいと考えているところでございます。

以上です。

【浅田消費者政策課長】 ありがとうございます。

では、厚生労働省さん、お願いします。

【厚生労働省】 冒頭、水際作戦という話がありました。これはどのようなことかと申しますと、新しい生活困窮者支援制度がせっかくできて、生活保護を本来受けるべき方が、生活保護を受けられなくなるのではないかと懸念が指摘されたということです。当然ながら、生活保護が必要な方には、生活保護をきちんと適用するのが大原則でございますので、そういった運用が今後とも実態としてきちんと確保されるようにしてまいりたいと思います。

それから、セーフティーネット貸付けについて、今回、制度として家計相談ということには手をつけましたが、貸付けの部分についても、今後、期待を頂いていると思います。この家計相談によって、しっかりとその方の状況を把握して、支出よりも収入の方がずっと少ない、それが恒常的な状況であると、先ほど行岡委員から話があったとおり、確かに貸付けを行うことは大変難しいということがあります。貸付けと言うからには、返ってくることを担保しなければなりません。むしろ、我々としては、この家計相談を導入することで、その見極めがしっかりとできるようになり、併せて就労など生活再建の展望ができることによって、貸付けについてもうまく回っていくことを念頭に置いて、制度としては家計相談を導入したということです。

また、それぞれの地元、地域でいろいろな取組みを頂いており、いい実践をされているところがありますので、こういったところがきちんと今後とも育っていくことが重要です。ただ制度をつくるだけでは機能しない訳でして、結局、支援する人材の質によっても、生

活困窮者が自立できるかどうか、随分変わってきます。関係機関との連携も、まさにそうですし、結局、人材ですので、ここは、先ほど申し上げた内容とように矛盾した点があるのですが、制度は私どもとしてつくりましたが、結局、人材ということなので、制度をつくった上でどのようにやっていくのか、これはもう少し悩ませて頂いて、地域、それから自治体など、関係者の皆さんと十分話をさせて頂きたいと思います。今日のご指摘を受けとめさせて頂きました。

【浅田消費者政策課長】 ありがとうございます。

では、お願いいたします。どうぞ。

【浜田委員】 浜田でございます。資料5-2、多重債務相談を含む消費生活相談と生活困窮者自立支援の一体的な推進のイメージ図に関してですが、関係部門、情報共有・連携のところに、精神保健福祉センターが入っているのはよいと思いますが、引きこもりを学校教育の問題に限定されているというところがちょっと気にかかります。

引きこもりの問題は、学齢期だけではなくて、例えば年金生活の親に40代から50代の子供が寄食している事例というのも見受けられます。年金の受給目当てに、親が亡くなっても届け出をしない、遺棄をする事例というのも報道されていると思います。引きこもりの問題は市民の心の問題として捉えて頂いて、その心のケアのところも深くやっていくのが必要ではないかと思います。

また、こういった引きこもり事例では、年金生活の親御さんが、子供が働かないので困る、生活保護をもらえないかと相談に来ることもあって、行政の対応としては、お子さんはまだ若いから働けるでしょうか、生活保護は無理ですと一元的にお答えしているのではないかととも思われます。このような事例にこそ、まさにワンストップで、どこに問題があるのか見つけ出すということが最善の方法ではないかと考えます。

以上です。

【浅田消費者政策課長】 ありがとうございます。

もし何かコメントがありますれば。この絵につきましては、ワンストップサービスのイメージということで、実際にやっておることを描いたものでございますので、そういった対応を含めてということとはちょっと外れたものでございますので、それはご理解頂きたいと思います。

【浜田委員】 はい。

【厚生労働省】 多重債務相談や消費者相談などがありますが、生活困窮者の相談窓口

が新たにできるというのは、先ほども申し上げたように、かなり複合的な課題を抱えた方に丁寧に対応していくことで、ワンストップ化の実現に向けた第一歩だと思います。引きこもられている方は、かなり時間をかけて信頼関係を醸成して、その方の展望は何かということと一緒に考え、ご本人が生きるとか、外に出るとか、社会に参加するといった自立の意欲を持って頂くというプロセスが必要になります。そういうことを、この自立相談支援事業の中で丁寧にやっていくということだと思います。それから、関係機関には、引きこもりセンターが、都道府県に1つ以上はありますので、専門的に対応する必要がある場合には、これと連携をして、対応していくことも重要だと思います。

【浜田委員】 ありがとうございました。

【浅田消費者政策課長】 ありがとうございました。

引き続き何か。では、田澤委員、杉浦委員の順番でお願いできますか。

【田澤委員】 話が少し戻ってしまっていて申しわけないのですが、ヤミ金対策のところで、今、委員からもご指摘ありましたように、私ども消費生活相談の現場にいますと、今、警察から電話しているんだ、警察官の方が消費生活センターにちょっと聞いてご覧よと言ったから電話していると。それは、5万円をヤミ金から結果的に借りているんですけども、10万円返さなければいけない。そんなお金は、次々となんですけれども、返せないから警察に相談に来たと。そうしたら、警察官の方がヤミ金のほうには電話してくださったんですね。そこは原則です。次に、今まで返した分もあるんですけども、借りた分については、やはり払わなければいけないんじゃないかというふうに言っていると。電話だけの確認でございますけれども、そういうことがありました。

以前は、ヤミ金業者に警察官の方がお電話してくださるということはなかなかなかったんですが、それをするととても効果的で、今ではしてくださるようになって、それはとてもありがたいと思いますけれども、先ほどもお話がありましたけれども、いま一度、現場の警察官の方々に、ヤミ金についてどんな対応をすればいいかということを徹底して頂きたいというのが一つ。

それから、ITの話がありましたけれども、どうしてその業者からお金を借りることになったのかという話を聞いたときに、お金を借りたいと思って融資で検索をスマートフォンでしたらば、お金を貸しますというのがあったから、そこから借りた。借りたら、結果的にそこはヤミ金だったと。そういう話を聞くと、借りられない状況がその方にはあるのかとか、いろいろ聞くんですが、なかなか出てこないことがある。ネットだと何か気軽

に、ほかにお金を借りる順番というものがあると思うんですけども、そういうことをしないで気軽にヤミ金業者にアクセスができてしまう。今、そういう時代になったのかなと思いますので、ヤミ金のネット上でのいろいろな手口みたいなものにも目を光らせて頂ければありがたいと思っております。

2番目に、多重債務のいろいろな施策が功を奏しているということは、消費生活相談の窓口でほんとうに感じるところでございます。数もきちんと出てきています。ただ、やはり表で見ますとおりに、各市町村では対面の相談が減っていない。やはり相談の60%近くが対面の相談ということです。そうすると、そこでの相談員の資質、研修というのはとても大事になります。活性化基金とか、いろいろな予算もついたと思いますけれども、ぜひとも連携ということを念頭にして、その窓口立つ人たちの研修をより充実して頂きたい。必要な情報がきちんと窓口立つ者に来るような、そういう工夫をぜひして頂きたいというふうに思います。それは要望です。

【浅田消費者政策課長】 もし何か、警察庁さん。

【警察庁】 田澤先生からもご指摘頂きましたので、私ども、そういう指摘があったということで、県警に対して、引き続ききちんと対応するように指導していきたいと思います。ありがとうございます。

【浅田消費者政策課長】 消費生活相談員さんの研修、資質向上につきましても重点事項だと考えておりますし、活性化基金、予算枠も拡大いたしましたけれども、そういったものをぜひ活用して頂く。あと、国民生活センターも、ご案内のとおり相模原の研修施設のあり方について検証していますので、そういったインフラを含めて、消費者庁として努力していきたいということでございます。

では、杉浦委員、お待たせしました。申しわけございません。

【杉浦委員】 ありがとうございます。1つだけ、私はちょっと別の角度からコメントさせて頂きたいと思います。

今回、中心になったご説明を通じて、警察庁の真摯なお取り組みの中で犯罪件数が減少し、そして厚生労働省、その他の各皆さん方のご努力下、生活困窮者の自立支援制度等々が成り立ちましたということで、プログラムの充実化は結構進んだということで一定の評価ができていると考えています。

ただ、もともと生活困窮者の問題というのは、考えてみれば多重債務問題があっても、なくても存在する問題であって、今回、ちょっと生活困窮者自立支援制度関連の資料と全

体の資料を見てバランスを考えたときに、バランスがちょっとよくないと思ったことが一つあります。

それは、いわゆる生活困窮者と言われていた人たちの救済はいいんですけれども、多重債務状態を卒業しました、生活困窮状態を終了しましたとして、別の資料には、アベノミクスになって消費を増やしていきましょうというふうに書いてあるのですが、今度、消費を増やすためには生活向上のためにお金を借りたりとかを進めていかなければいけないですね。そうすると、復帰用のプログラムのための、お金が借りやすい、借りられるようなプログラムというのも幾らか必要であって、救済のためのプログラムから、今度、生活環境を向上させるためのプログラムを考えていくことが必要になっていくと思います。

ここは変な振り方をしてはいけなくて気をつけなければいけませんが、本来は全銀協さん（銀行業界として）どうしますかという話になったりするのかもしれませんが、今、バーゼルⅢとか、そういった問題も抱えていらっしゃる中、なかなか銀行だけで解決できる問題ではないかもしれない。その意味では、生活の復活、復帰というか、正しい言葉がなかなか思い浮かびませんが、そのための新たな借りやすいコンディション、消費者向けの金融といったものを考えていく必要もあるのではないかと思います。感想でございすけれども、コメントさせていただきました。

【浅田消費者政策課長】 ありがとうございます。

何かコメントを含めて、よろしいですか。

若干、時間を超過しておりますが……。では、重川委員、手短にお願いできればと思います。

【重川委員】 先ほど、新里先生から既にお話があったんですけれども、セーフティーネット貸付けについての話なんです、生活福祉資金につきましては先ほどもおっしゃったように、アセスメントとかアドバイスについて必ずしもまだ十分ではないという調査結果もあると思いますので、この仕組みの中でもう少しそれが届くような形をお願いできればと思います。

あと、自立支援の仕組みの中でセーフティーネット貸付け事業をやっているようなところが委託を受けられると、多分、事業費が見出せて、利用者の利便性のためにも金利水準を下げられると思うんですけれども、そうではない場合には、結局、利息で事業費を賄っていく必要がありますので、事業費とか資金調達、あるいは貸し倒れリスク等を、事業を担ってくださっている機関に背負って頂くようなことになってしまいますので、これらに

についてももう少し公的な何かしらの対応ができないかということ、あわせて今後、検討して頂ければと思います。

もう1点、全然別な話なのですが、債務を抱えることの大きなきっかけで、奨学金制度についていろいろなところで問題になっているかと思います。給付と貸与の問題というのもあるんですが、簡単には給付のほうに流れていかないとすると、とりあえず貸付けということに関して、学生の意識の問題なのか、実際の就業状況の問題もあって、返済が滞るようなことも多くなっているという話を聞きます。一昨年、大きな規模ではないんですが、学生に調査をしてみますと、奨学金制度はもちろんわかってはいるんですが、返済等についてさまざまな情報、パンフレット等をもらったりはするんだけど、必ずしも情報が十分伝わっていないということもあります。大きな金融教育という枠組みの中でやられていくこともあるかと思いますが、奨学金に関してもう少し丁寧な情報提供、とりわけ高校生のころに申し込んで借りるような場合ですと、親御さんは何となくわかっていても、必ずしも子供に伝わっていないようなこともあったりしますので、その辺もあわせて、今後、ご検討頂ければと思います。

【浅田消費者政策課長】 ありがとうございました。

何かコメント等は。よろしいでしょうか。

では、ほかに何か。行岡委員、お願いします。

【行岡委員】 私も、セーフティーネット貸付けに関しては、やはりこの多重債務の取組みの中で、多重債務そのものは減少してきているし、改善に向かってきているというのはあるんですけども、結局、債務整理をして借金を始末しても、いろいろ残っている滞納の校納金とか、税金とか、家賃とか、そういうものに対してどう手当てをするのかということがないと、家を追い出されたり、学校を退学になったり諸々出るので、そういう意味では、多重債務問題改善プログラムが平成19年からスタートして、すごく前進してきたし、ほんとうによくなったという反面、やはりできてないところが、借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティーネット貸付けの提供というところで、このプログラムの中でここが手つかずになっているんですね。もう少しそこら辺を、先ほど熊木室長さんのほうからお答え、厚生労働省としてはお答え頂いたんですが、金融庁としても、ここら辺のところで何らかの形で考えて頂けないのか。やはりお金がないとどうしても始まらない世界があるんだというところは、ご検討をお願いしたいというふうに思います。

【浅田消費者政策課長】 ありがとうございました。

何かコメントはございますか。

【金融庁】 今の行岡委員のご指摘に関しては、なかなか金融機関に、どういう借り手であっても貸してくださいということは、私どもとして申し上げにくい立場にあるのですが、ただ、平成23年の夏でありますけれども、多重債務を抱えておられるような方々に対して、生活再生のための貸付けに力を入れている金融機関、信用金庫、信用組合など8つの機関に、大臣名で表彰をさせて頂いたことがございます。そのような形で、金融機関の自発的な形での貸付けの取組みは、私どもとしてもそういう意味では奨励をしてきたという経緯がございます。1点、ご紹介させて頂きました。

【浅田消費者政策課長】 ありがとうございます。

さらに、何かご指摘ございますでしょうか。では、新里先生、お願いします。

【新里委員】 今、行岡委員から出た、金融庁でという話でしたけれども、ビジネスモデルのところでできる話なのかというところからすると、今、行岡委員のところは生協という組合組織の中でやって頂いているところがあって、それから社協さんのお金は国のお金、国というか公的なお金であったり、そこのところはやはり、ここまでも民間ベースにまた戻してしまうと、なかなか難しいのではないかという思いがあります。そこのところは注意深くやっておかないと、また多重債務の問題が再燃しかねないというところがありますので、そこはいろいろ知恵を出しながら進めていかなければならないところなのかなというふうに思いました。

【浅田消費者政策課長】 ありがとうございます。

では、ちょっと時間も超過しておりますが、できれば最後ということで何かございますでしょうか。よろしいですか。若干、予定した時間を超過いたしました。いろいろ活発なご意見を頂いたせいということでありますので、ご容赦頂きたいと思います。

それでは、時間も過ぎましたので、これをもちまして第3回の懇談会を終了させていただきます。

なお、次回の開催につきましては、別途調整の上、また事務局からご連絡させていただきます。

今日は、ご多忙の中、また時間も超過しまして恐縮でございますが、活発なご意見を頂きまして、まことにありがとうございます。これをもって閉会といたします。どうもありがとうございました。

—— 了 ——